

スズキオートオークション浜松 会 員 規 約

SAA
スズキオートオークション浜松

SAA
スズキオートオークション浜松

会員規約

第1章 総則

第1条 (目的)

本規約は、スズキオートオークション浜松におけるオークションを通じた中古車取引きの円滑且つ公平な運営を目的として定めるものです。

第2条 (名称と所在地)

1. 株式会社スズキ自販浜松が運営するスズキオートオークションをスズキオートオークション浜松と称し、略称をSAA浜松とします。
2. SAA浜松のオークション会場は、静岡県浜松市南区堤町943-1に設置します。

第3条 (主催者と開催日)

1. SAA浜松の主催者は、株式会社スズキ自販浜松とし、前条第2項に定めるオークション会場の所在地に事務局を置きます。
2. SAA浜松は、原則として毎週木曜日に開催します。但し、都合により回数及び、開催日を変更することがあります。

第4条 (オークションの方法)

セリは、現車画像オークション方法と、SAAネット会員による不在入札方法とし、パソコンコンピューターシステム(セリ上げ方法)にて行います。

第2章 会員

第5条 (会員の資格)

- SAA浜松に入会できる資格者は、次の条件を具備し、且つ主催者が入会を認めた者とします。
- ①所轄公安委員会発行の「古物商許可証」(自動車商)を有する者であること。
 - ②常設の展示場又は整備工場を有し、現に営業を行っていること。
 - ③スズキ軽四輪代理店の推薦があること。
 - ④現在スズキオートオークションの会員である者がこの新しい規約を承認し入会を希望する場合は、新たに入会手続をして、主催者が入会を認めた者であること。
 - ⑤本規約を遵守できること。

第6条 (会員登録)

前条各号の条件を具備したSAA浜松に入会を希望する者は、会員申込書において、本規約を承認のうえ、連帯保証人の手続を含む所定の書類を記入後、入会申し込みをします。主催者による審査のうえ入会を承認されたとき会員契約が成立し、会員として登録されます。このとき会員は、会員ポスカード、IDカードの作成をしなければなりません。

第7条 (登録料)

1. 入会時、会員登録料として3万円をお支払いいただきます。
2. 会員登録料は、理由の如何を問わず返却されません。

第8条 (会員ポスカード・IDカード)

1. 会員は、オークション当日、事務局受付に会員ポスカードを提示し、確認を受けることにより、オークションに参加できるものとします。
2. 会員登録時1会員1名分のIDカードの発行をします。複数のIDカードの発行を希望する場合は、追加1名につき2千円の作成料をお支払いいただきます。
3. 会員ポスカード・IDカードの管理責任は、すべて会員にあるものとします。
4. 会員ポスカード・IDカードを紛失し、又は盗難にあった場合には、速やかに事務局に届出るものとします。この場合、当該事故により発生した損害は、全て会員の負担とします。又会員ポスカード・IDカード再発行については、各5千円をお支払いいただきます。
5. IDカードの携行、提示がない場合、オークション会場への入場をお断りします。

第9条(会員契約の有効期限)

会員契約の有効期限は登録から1年とします。但し、主催者又は会員のいずれからも終了の申し出がない限り、更に1年間更新されるものとし、以後も同様とします。

第10条(会員の権利及び制限)

1. 会員は、SAA 浜松に車両の出品をし、又は車両を落札することができるものとします。
2. 主催者は、必要に応じ、個々の会員の落札金額及び参加を制限できるものとします。
3. 会員が成約車両代金等の支払を遅延している間は、当該会員は、オークションにおいて出品車両を落札する権利を有しないものとします。

第11条(会員の義務)

会員は、本規約を遵守しなければなりません。

第12条(会員の禁止行為)

1. 会員は以下の行為をしてはいけません。
 - ①出品車両をSAA 浜松のオークションによらず、会員間で直接取引すること。
 - ②自らの出品車両を自らセリ上げること。また自らの出品車両のセリ上げを他会員に依頼すること、及び他会員の出品車両のセリ上げに協力すること。
 - ③出品車両のメーターを改竄、その他の不正な変更を加えること。
 - ④会員以外の者を伴って無断で入場すること。
 - ⑤SAA 浜松での落札車両に対するユーザーへの直接の問い合わせ。
 - ⑥その他本規約に違反する行為をすること。
2. 上記禁止行為に反した者は、事務局の裁定により入場禁止処分とします。

第13条(会員資格の喪失)

1. 主催者は、会員が以下のいずれかに該当する場合は、事前に通知勧告等することなく当該会員の会員資格を喪失させ、会員契約を終了させることができるものとします。
 - ①オークション取引上の債務の支払義務を怠ったとき。
 - ②破産、会社整理、会社更生、民事再生手続その他これに類する手続開始の申立てがあったとき。
 - ③手形、小切手の不渡り処分を受け、又は銀行当座取引停止処分を受けたとき。
 - ④社会的に信用を損ねる行為があったとき。
 - ⑤3ヶ月以上主催者からの連絡が不能となったとき。
 - ⑥第5条各号の条件のいずれかを満たさなくなったとき。
 - ⑦前条第1項各号の行為を行ったとき、その他本規約に抵触する重大な違反があったとき。
 - ⑧その他、会員に不信行為があり、事務局が会員資格を喪失させることが適当と判断したとき。
2. 前項により、出品者の会員契約が終了した場合であっても、この規約によるクレーム処理に関しては、出品者をなお会員とみなします。

第14条(会員登録届出事項の変更)

会員は、入会以後届出事項に変更が生じた場合は、速やかに事務局に届出なければなりません。届出の遅延により生じたトラブル、損害は、当該会員の責任とします。

第15条(会員抹消)

1. 会員は、会員ボスカード・IDカードの完全返却をもって任意に会員契約を解約できます。但し、SAA 浜松に対し債務がある場合は、精算終了後に解約できるものとします。
2. 前項により、出品者と主催者との間の会員契約が終了した場合であっても、この規約によるクレーム処理に関しては、出品者をなお会員とみなします。

第16条(連帯保証人)

1. 第6条に定める会員申込書に関わる連帯保証書に署名、捺印した連帯保証人は、会員の主催者に対する一切の債務を会員と連帯して弁済しなければなりません。

2. 連帯保証人は、次の条件を満たさなければなりません。

- ①能力者たること。
- ②弁済の資力を有すること。
- ③担保価値のある土地を有し、その評価証明書を提出できること。

第3章 出品

第17条(出品)

1. 会員は、本規約に定めるところにしたがってSAA 浜松に車両を出品することができます。
2. 事務局は、必要に応じて出品車両の台数、車種、年式を制限することができます。

第18条(出品者の義務等)

1. 車両を出品しようとする会員は、出品車両の点検整備を綿密に行い、その仕様、品質、不具合、欠陥の程度等を誠実に申告しなければなりません。
2. 出品者は、前項に基づき、出品車の車名、年式、グレード等の基本事項をもれなく出品申込書に記入すると同時に、点検した結果を明確に表示しなければなりません。
3. 出品者は、前項の点検結果はもとより、その表示についてもその全責任を負うこととします。
4. 出品者が不具合の箇所を重大な過失により見落とし、又は知りながら故意に表示を行わなかったときは、事務局は、当該出品者に対して参加制限又は停止の制裁を科すものとします。

第19条(出品の条件)

会員は、次の条件を満たすことにより車両を出品することができます。

1. 車両の登録譲渡書類を完備し、登録書類をオークション開催日より起算して8日以内に提出できること。
2. 自走可能な車両であること。
3. 車両が接合車両、盗難車両、差し押さえ車両、抵当権付き車両等でないこと。
4. バッテリーで始動可能であり、車両に燃料10リットル以上が入っていること。又、会場内においてガス欠ランプが点灯していないこと。燃料が入っていない車両を出品した場合は、ガソリン(軽油)代金として事務局に3,000円支払っていただきます。
5. 車両に燃料漏れ、オイル漏れ等による火災のおそれがないこと。
6. 車両にスペアタイヤ(正常に使用できる状態のもの)、ジャッキ(正常に作動するもの)、工具(クリップレンチ)等が具備されていること。但し、事情により欠品の場合は、出品申込書にその旨明記すること。
7. 車検の期限が、オークション開催月の翌月末日までの車両は、抹消登録にて出品のこと。車検付き車は、ナンバープレートが装着され、封印されていること。
8. 抹消登録にての出品は一時抹消登録(法第16条)のみ出品可能とする。
※永久抹消登録(法第15条)・輸出抹消登録(法第15条の2)での出品は不可。

第20条(出品手続き)

1. 出品申込及び車両搬入は、事務局の指定する日時までに行っていただきます。
2. 出品申込書は、第18条(出品者の義務等)の定めに従い正確に必要な事項を記入し、原則として出品車両に搭載していただきます。
3. 出品申込書に明記した保証書・取扱説明書・点検記録簿及び各種リモコン等取り外し可能な装備部品については、盗難防止の為出品車両には積み込まず、成約した場合に限り事務局まで持参していただきます。車両に積み込まれたまま出品し、紛失した場合の全責任は、出品者が負うものとします。
4. 事務局による出品受付後の出品取消は、事務局が特に認めた以外はできません。但し、事務局が特に出品取消を認めた場合でも手数料は負担していただきます。
5. ワンオーナーとはあくまでも新車登録使用者名義のことをいうが、商品車登録(ディーラー並びに古物許可書を持った専門店)の場合は除く。

第21条(出品委託)

- オークションにおいて落札されなかった車両(以下、流札車という)及び落札した車両を引き続き次回開催のオークションに出品しようとする会員は、当該出品手続を事務局に委託することができます。この場合、当該会員は、事務局に出品手数料の他、代筆手数料(流札車の再出品1千円、落札した車両の新規出品2千円)を支払わなければなりません。但し、代筆による記入間違い等については、事務局は一切責任を負いません。
- 出品者は、代筆による記入の確認を検索システムにより行い、誤記入があった場合は訂正伝票にて事務局へ速やかに届けるものとします。

第22条(手数料等)

- 会員は、オークションにおける出品等に際して次の諸手数料(消費税別途)をオークション開催日より起算して7日以内に事務局に支払わなければなりません。(尚、諸手数料の金額は改訂する場合があります。)

SAA手数料

	前日出品	当日出品	修復歴車
出品手数料	6,000円	7,000円	+2,000円
成約手数料	7,000円	9,000円	+2,000円
落札手数料	7,000円	7,000円	7,000円
商談落札手数料	11,000円	11,000円	11,000円
後日商談落札手数料	15,000円	15,000円	15,000円

※FAX、電話での商談申し込みは商談落札手数料15,000円とする。

ライブ会員手数料

	正会員	準会員	レギュラー会員
落札手数料	12,000円	12,000円	15,000円
商談落札手数料	15,000円	15,000円	15,000円

- 商談の申し込みはセリ終了後、1時間以内までの申し込みを当日扱いとし、1時間以降を後日商談扱いとする。
- FAX、電話での商談申し込みの場合はライブ会員に限らず商談落札手数料15,000円とする。

第23条(出品リストの訂正、変更)

出品リスト掲載後、出品リストが出品申込書の記入事項と異なっていることが発見された場合、又は、出品申込書の記入事項が出品車両と異なっていることが発見された場合、出品者からの訂正伝票に基づき、セリの時点で訂正の表示を行いますが、その異なったことに関わる全ての責任は出品者が負うものとします。

第24条(セリの順序の決定)

セリの順序の決定(出品番号の決定も含む)は、事務局が行います。

第25条(出品者の価格調整)

価格調整は、出品者が価格調整室に向いて行う「立会調整」とし、出品者は、次に定める範囲での価格調整権限を事務局に付与するものとします。又、事務局は、価格調整員に次の権限を付与するものとします。

- セリ状況によりスタート価格が事務局で適当と認めないときは、出品者の了解なしに変更できる。
- 出品者の立会調整がないときに希望価格に対し下「3万円」の調整ができる。

第26条(開催当日における任意解除)

出品者は、セリ終了後1時間以内に50,000円の違約金を落札者に支払うことによって、車両の

売買契約を解除することができます。契約が解除された場合には、当該車両の緒手数料は出品者が事務局に対して支払うものとします。

第27条(流札車の搬出・再出品)

- 流札車の搬出確認は、事務局発行の搬出券に基づいて行います。又、事務局の指示する方法に従うものとします。
- 搬出は、開催日を含め4日以内(営業日)とします。
- 前項の期限までに搬出されなかった車両は、次回開催のオークションへの自動出品となり、第21条及び第22条に定める手数料を支払っていただきます。

第28条(成約車両代金の支払い)

- 事務局は、出品者に対する成約車両代金は、出品者に係わる全成約台数の全ての登録に必要な書類の事務局への到着確認後、出品手数料、成約手数料、その他出品者が支払うべき主催者に対する債務との相殺の上、残額を速やかに出品者に支払うものとします。
- 前項の支払いは、ポスト・コンピューターシステムにより発行されるオークション計算書の内容に従って、出品者が指定する銀行口座への振込みによるものとします。

第4章 落札

第29条(落札者の義務)

- 会員は、落札しようとする出品車両について現車を十分に下見することを義務とします。出品申込書と出品リストが異なるときは出品申込書を正しいものとします。(出品リストは、参考資料とします。出品リストによるクレームは一切受け付け致しません。)
- セリは、ポスト・コンピューターシステムによって最高値をつけた者を落札者とし、落札者は、確認のため落札確認ボタンを押すものとします。
- 落札者は、ポスト・コンピューターシステムの誤操作を理由に落札車両の落札拒否はできません。
- 落札者は、ポスト・コンピューターシステムにより発行されるオークション計算書の内容に従って精算しなければなりません。
- 落札者は、落札した車両の登録譲渡書類を受領後ただちにその内容を確認し、又は、その内容の不備が判明した場合、速やかに事務局に申告しなければなりません。

第30条(代金の決済)

- 落札者は落札車両代金、落札手数料、預り自動車税(自動車税未経過相当額、又は、軽自動車保証金をさし、以下自動車税とします。)をオークション開催日より起算して7日以内に事務局に支払わなければならないものとします。尚、支払いは原則として銀行振込とします。
- 落札代金の遅延実績が過去にある場合、事務局は、その判断にて落札金額の制限及び、落札車の搬出を制限できるものとします。
- 遅延未決済残高が有るときは、オークションへの参加は禁止します。
- 落札車の所有権は、落札代金等の支払いが完了したときにSAA浜松から落札者に移転するものとし、落札代金等の支払いが遅延した場合、事務局は、支払いがなされるまで落札車を引き上げ保管する権限を有するものとします。引上げにかかる諸費用代金は、落札者負担とします。
- 発生する振込手数料は全て送金側の負担と致します。

第31条(成約車両代金との相殺)

成約車両代金、手数料等の合計金額と落札車両代金、手数料等の合計金額との相殺を致します。

第32条(支払遅延損害金)

- 会員が事務局に対し債務の支払を怠ったときは、年29.2%で計算した支払遅延損害金を支払っていただきます。
- 遅延日数の起算日は、オークション開催日より8営業日目とします。

第33条(開催当日における任意解約)

落札者は、当該車両セリ終了後1時間以内に、50,000円の違約金を出品者に支払うことによって、車両の売買契約を解除することができます。契約が解除された場合には、当該車両の諸手数料は落札者が事務局に対して支払うものとします。但し、クレーム等により車両の契約の解除となった場合はこの限りではありません。

第5章 検査

第34条(目的)

事務局の検査員は、SAA 浜松で扱う出品車の品質保持、良好なオークション運営を維持するために出品車の品質検査を行うものとします。

第35条(出品者の義務)

1. 出品者はユーザーの立場にたつて車両の点検整備を綿密に行い、その仕様、品質、瑕疵の程度等を誠実に出品申込書に記入し、結果についての責任を負うものとします。
2. 出品者は、事務局の検査員による品質検査に見落としがあっても、出品者としてその責任を負うものとします。

第36条(事務局の検査)

1. SAA 浜松に出品するすべての出品車は、出品者の申告に基づき事務局による検査を経て出品するものとし、事務局による検査内容はあくまで参考的な資料とします。
2. 事務局の検査は、車両内外の目視による確認と停車状態での操作等簡単に確認できる範囲とし、各部を取り外したり走行テストを必要とする不具合箇所は、出品者の申告を前提とします。
3. 事務局の検査の主たる目的は評価点を設定するためです。従って第35条に基づく出品者の申告が不適正であった場合の責任は全て出品者にあり、事務局はその責任を負いません。

第37条(評価点)

事務局は、前条に定める検査による評価判定を行い、その結果を公表します。

第38条(品質基準)

①修復歴判定基準

修復歴とは、過去に交通事故その他の災害により、車体の骨格部位を損傷し、「修正」あるいは部品「交換」により修正したものをいい、基本的な判定は財団法人日本査定協会及び、日本オートオークション協議会の修復歴判定基準に準じます。

骨格部位	修復歴の判定基準	修復歴としないもの
クロスメンバー (フロント・リヤ)	・交換されているもの ・曲がり、凹み又は修正跡があるもの ・亀裂があるもの	・小さな凹み、亀裂又はその修理跡があるもの ・突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
サイドメンバー (フロント・リヤ)	・交換されているもの ・コアサポート先端部より後に位置する部分の曲がり、凹み又は、その修理跡・交換があるもの ・バックパネルより前に位置する部分の曲がり、凹み又はその修理跡・交換があるもの	・けん引フック取付部の損傷による凹み、又は修理跡があるもの ・コアサポート先端部より前に位置する部分及びバックパネルより後に位置する部分の損傷又はその修理跡・交換があるもの ・バンパーステイ取付部の軽微な凹み又はその修理跡があるもの ・突き上げによる凹み、傷又はそれらの修理跡があるもの
フロアパネル フロアサイドメンバー	・交換されているもの ・外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの ・破れ(亀裂)があるもの	・突き上げ等の凹み、曲がり、軽微な破れ(亀裂)又はその修理跡があるもの
インサイドパネル (フロント・リヤ)	・交換されているもの ・コアサポート先端部より後に位置する部分に外部又は、外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	・コアサポート先端部より前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ・軽微な凹み又は、その修理跡があるもの ・ネジ止めされているもの(車輛形状により異なる)
ライトバッフル コアサポート	・交換されており、かつバッフルと隣接するインナーパネルに凹み、クロスメンバーに曲がり、フレームに曲がり、凹み又は修理跡があるもの	・コアサポート及びライトバッフルのみ交換
ダッシュパネル	・交換されているもの ・スポット打ち直しがあるもの ・コアサポート先端部より後に位置する部分に外部又は、外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	・軽微な凹み又は、その修理跡があるもの
ピラー (フロント・センター・リヤ)	・交換されているもの ・スポット打ち直しがあるもの ・外部又は、外板を介して波及した凹み又は、その修理跡があるもの	・外部に露出している部位に凹み又は、その修理跡があるもの ・ステップアウターパネルの単体部品の交換に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの ・外部又は、外板を介さない凹み又は、その修理跡があるもの ・IBOX等のセンターピラーの露出している部位は骨格としない ・軽微な凹み、修理跡があるもの
リヤフロア	・交換されているもの ・外部又は、外板を介してパネルに凹み又は、その修理跡があるもの ・パネル接合部に、はがれ又は、修理跡があるもの ・破れ(亀裂)があるもの	・バックパネル又は、クォーター等の交換時に生じた損傷があるもの ・軽微な凹み、破れ、修理跡があるもの ・スペアハウス等格納部の突き上げ等の凹み又はその修理跡が軽微なもの
タイヤハウス	・交換されているもの ・インナー部に外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	・アウター部の凹み又はその修理跡があるもの
ルーフ	・交換されているもの ・ピラーから波及した凹み又は、その修理跡があるもの	

※修正機クランプ跡があっても上記主要骨格部位の基準に該当しない場合は修復歴としない。

※車輛の修復歴判定は構造・形状等の損傷の度合いによっては異なる場合があります。

②粗悪車

- (1) 腐蝕のひどいもの。
- (2) トラック・ダンプ等の荷台等の粗悪なもの。
- (3) ライトバン等の荷台の腐蝕、ヘコミ等状態の悪いもの。
- (4) 内装の汚れがひどいもの、又は悪臭のあるもの。
- (5) 外装がひどく、外見上状態が悪いもの。
- (6) 機関部等、走行機関の劣悪なもの。
- (7) その他、常識的判断による粗悪なもの、又は事務局が粗悪車と判断したもの。

③改造車

陸運局の改造許可のないもの、及び車両保安基準等法令に適合しないもの。

④消化剤散布車

(1) 消火剤等の被害に遭い配線等の腐蝕、劣化が予想される車両。

⑤冠水車

- (1) 原則として、座席部分まで浸水したと、判断したもの。
- (2) 車両の前後、又は左右の一方に大きく浸水したと、判断したもの。
- (3) 事務局が冠水車と判断したもの。

⑥接合車

ボディ、メンバー等を切断加工もしくは3分の1以上を他の車両の一部で接合して造られた車両。(SAA 浜松判断)

第39条(出品車評価基準)

オークションに出品する出品車は主催者の基準に基づいて事務局が評価点を付与します。その評価採点の基準を次の通りとします。

評価基準

外装評価

評価点	内容	走行距離	備考
S点	新車登録後12ヶ月までとし、内外装ともほぼ無傷、無加修のもの	10.000km以内	
6点	内外装とも目立たない小傷、小凹程度無加修であり登録年式より36ヶ月以内のもの	30.000km以内	
5点	小傷、小凹があるが状態が良好のもの パネル交換がないもの	50.000km以内	
4.5点	部分的に加修をすることによりダメージがほぼ回復するもの	100.000km以内	
4点	ある程度の内外装に傷、凹が有り加修が必要なもの	150.000km以内	
3.5点	内外装に傷、凹があり、加修・交換を要するもの 機関・機構系に不具合があるもの		
3点	内外装の状態が悪く、錆・腐食の多いもの		
2点	粗悪車 機関・機構系に重度の異常が確認できる車両		
1点	冠水車 消火剤散布車等		電害車は ※2を参照
ナシ	検査不能車(低年式車、レプリカ車等含む) 改造車		
RA点	修復歴車(軽度なもの)		
R点	修復歴車		
RC点	事故現状車(未修復) ※3		不動態は出品不可 ※1

※1 接合車、不動態は出品不可。クレーム等で後日「接合車」と判断された場合は修正報告させていただきます。

※2 電害の定義は行わない。通常評価で判断。

※3 ・事故現状車(未修復)とは、外側からの力によるダメージが大きくそのままの状態であり、外板パネルから波及し骨格部位に損傷があるもの。もしくは骨格部位の損傷確認がとりづらく損傷があると思われるもの。(SAA 浜松判定)
・外板パネルのみ交換で、内部骨格部位は事故現状状態のもの。(SAA 浜松判定)

内装評価

a	ダメージが軽微なもの 新車の状態に近いもの
b	ダメージが部分的で単体のもの
c	ダメージが複数で、目立つもの 車内に臭いがあるもの
d	ダメージが大きいもの 欠品が多いもの 車内異臭が強いもの

瑕疵	記号	範囲・程度
キズ	A 1	手のひらで隠れる程度のキズ
	A 2	A 1を越える線キズ,A 1程度が複数有るもの
	A 3	全面的に単体の線キズ,A 2程度が複数有るもの
	A 4	A 3が複数有るもの
ヘコミ	U 1	ゴルフボール程度以内の凹
	U 2	テニスボール程度の目立つ凹
	U 3	大きな凹,U 2程度が複数有るもの
	U 4	サッカーボール大以上の凹,U 3程度が複数有るもの
併せキズ、ヘコミ	B 1	手のひらで隠れる程度のキズ、ヘコミ
	B 2	A 1を越える線キズ、ヘコミ
	B 3	全面的に単体の線キズ、ヘコミ A 2、U 2程度が複数有るもの
	B 4	A 3、U 3が複数有るもの
補修跡	W 1	すかして確認できる補修跡 補修波…小
	W 2	容易に確認できる補修跡 補修波…中
	W 3	容易に確認できる補修跡 補修波…大
	W 4	再加修が必要な補修跡
錆	S 1	ゴルフボール程度以内の錆
	S 2	テニスボール程度の錆
	S 3	大きな錆
腐食	C 1	ゴルフボール程度以内の腐食
	C 2	テニスボール程度の腐食
	C 3	大きな腐食
塗装要	P	要塗装, 塗装剥げ, 塗装褪せ
交換要	X	交換要す
交換済	X X	交換済み

第40条(検査結果の尊重・維持)

1. 事務局の検査員が行った検査結果並びに評価点は、検査員以外の者が変更を加えたり抹消したりすることを禁止します。
2. 出品者は、事務局の評価点の判定に従わなければなりません。
3. 評価点はあくまでも参考基準です。従って評価点は車両の品質保証をするものではありません。事務局は評価点に対するクレームは受付けません。会員は、自己の責任で現車をよく確認のうえセリに参加しなければなりません。

第6章 クレーム

第41条(クレーム解決の基本姿勢)

1. クレームが発生した場合は、出品者、落札者双方が協調の精神で前向きな理解と協力によることを第一とします。
2. 解決にあたって事務局が仲介し、本規約及び、クレーム細目に定められた範囲により調停をはかるものとします。事務局は、オークション取引に係わるクレーム及び、紛争等を建設的に解決し、オークションにおける秩序維持と公正さの確保をはかります。
3. 事務局が裁定した結果については、当事者はこれに従って頂きます。
4. 事務局の裁定に従わない場合は、オークションへの参加制限、参加停止等の処置をすることがあります。

第42条(車両クレーム受付期間)

1. 当該車の欠陥又は違法部分等を落札以前に知り、これを承知にて落札されたものは、原則としてクレーム対象外とします。
2. その他の事項のクレーム受付はオークション開催日を含めて原則として翌週月曜日(4日)の17時までとします。但し事務局が認めた特殊事情がある場合はこの限りではありません。
3. 落札店が遠方の会員(SAA 浜松が定める地域)については、クレーム期間内にSAA 浜松に対しその旨、事前申告を要する。

第43条(クレーム請求と免責)

1. クレーム請求は、第42条に定めた受付期限内に請求したもので、事務局の認めたものに限り認められます。出品者、落札者双方は事務局の裁定に従わなければなりません。
2. クレーム受付期間内の請求であっても、下記事項については免責となりますのでこの場合、契約の解除、落札価格の減額等、第44条の処理には応じられません。

- ①評価点「1」・「2」・「R 枠」・「ナシ」の車両（但し、エンジン内部機構・ミッション・デフは、クレーム対象となる場合があります。）
- ②商談落札車（但し、エンジン内部機構・ミッション・デフは、クレーム対象となる場合があります。）
- ③1台の車両に対する複数回のクレーム申し立て。
- ④転売後及び、他のオートオークションへの出品成約後の申し立て。
- ⑤20万円以下の落札車両（但し、エンジン内部機構・ミッション・デフは、クレーム対象となる場合があります。）
- ⑥部品代金2万円以内のクレームの申し立て。
- ⑦外板色のクレームの申し立て。
- ⑧クレーム申請後7日以上、落札者に連絡、及び依頼した見積書等の対応がなかった場合。
- ⑨事務局の了解していない加修費
- ⑩輸入車（但し、エンジン内部機構・ミッション・デフは、クレーム対象となる場合があります。）

第44条（クレーム処理基準）

クレームは、車両代金の減額、部品供給、契約の解除、ペナルティー、実費相当額の補償により処理します。但し、事務局が請求書類と当該車両との確認が出来るものとします。

第45条（違法車処理基準）

1. 以下に該当する車両、その他法的に違法車と判明したときの処理については、出品者が善意無過失であっても損害金（逸失利益は含まない）を出品者が負担するものとします。
 - ①接合車（通称ニコイチ）
 - ②走行距離が実走行と違うもの
 - ③盗難車、差押え車、抵当権付き車等
2. 違法車に出品者が意図的に関与した事実が判明した場合、事務局は前項の規定にとどまることなく裁定し、出品者は、その決定に従うものとします。

第7章 業務関係

第46条（書類の完備）

出品者が提出する登録譲渡書類は、以下の要件を備えるものとします。細部にわたる具体的事項については、業務規定細目にて表示します。

- ①全国どこの陸運支局、又は検査登録事務所でも登録可能な書類で、自賠責保険が添付されていること。
- ②必要書類の有効期限は、全て開催日から35日以上であること。
- ③出品申込書に登録番号が明記されたものは、全て名義変更扱いとするが、車検残が翌月末までのものは、継続車検に必要な書類を完備すること。（軽自動車は除く）
- ④車検残が翌年度の5月末までの場合「移転登録書類」と「継続検査用納税証明書」を併せてご提出下さい。
尚、提出時に「継続検査用納税証明書」の添付が無く、落札店より請求があった場合は、依頼日から10日以内にSAA浜松に提出して頂きます。期日以内に提出が出来ない場合は、ペナルティー1万円を課すものといたします。（当該年度の納税期限未満は除く。）

第47条（移転登録の実施）

1. 事務局は、第30条（代金の決済）により、落札者から代金の支払いが行われた後、出品者から登録譲渡書類が提出され次第、これを落札者に引き渡します。
2. 落札者は、登録譲渡書類を受領した後、開催日の翌月末日までに移転登録等の名義変更手続きを完了し、事務局に所定の方法で、名義変更の通知をしなければなりません。
3. 名義変更遅れによって発生した問題は、一切落札者に負っていただきます。

第48条（自動車税の処理）

1. 自動車税の処理に関して細部にわたる具体的事項については、業務規定細目にて表示します。
2. 車検付き登録車両が成約された場合は、落札者より自動車税未経過相当額をオークション

- 開催日の翌月から年度末分まで原則として事務局が預かります。軽自動車は、軽自動車保証金として一律1万円を落札者より預かります。
3. 事務局は、落札者より預かった自動車税を毎月1回精算します。

第49条（罰則規定）

1. SAA浜松は、出品者、落札者双方に対し書類の完備、移転登録の実施、書類の差し替えについて罰則を定めます。
2. 罰則内容については業務規定細目にて表示します。

第50条（その他手数料）

1. 抹消依頼によるナンバープレートの取り外しは、開催日当日のみ受けをいたします。この場合の手数料は、オークション開催月の翌月末日まで車検付き車両は出品者負担とし、翌々月からの車検付き車両は落札者負担とします。
2. ナンバープレートの取り外し手数料は、2,000円／台とします。
3. ナンバープレートの送付及び、特別書類の送付は着払いとします。

第51条（機械、設備の事故）

不測の事故により、ポスト・コンピューターシステム、又は設備等が破損し、オークションが運営できない場合は、事務局の裁定に従うこととします。尚、セリ不能によって参加者に取引上の損害があっても、事務局は損害賠償の責任を負わないものとします。

第8章 出品車搬出入

第52条（出品車両の搬入）

1. 前日出品車輛の搬入時は、原則としてオークション開催週の前の週の金曜日からオークション開催週の水曜日16時までとします。又、開催週の前の金曜日から開催週の月曜日までは、9時～17時の時間内に搬入することとし、火曜日～水曜日は24時間受けを致します。当日出品受けは、開催前日16時～当日木曜日11時迄とします。*状況により変更する場合があります。
2. 搬入については、出品規定による出品者の義務（第18条）に基づき、その結果を正確に記入した出品申込書が添付されていることを条件とします。

第53条（車両の搬出）

1. 車両の搬出日時は、原則としてオークション終了後とします。当日以降については平日9時から17時迄とします。但し、事務局の判断により変更することがあります。
2. 出品者及び落札者は、搬出の時、引き取り当該車であることを事務局作成の搬出券にて、事務局の確認を受けるものとします。
3. 落札者は、搬出の時、出品申込書と現車の照合確認を行い、記載事項以外の損傷等があれば事務局の確認を受けるものとします。
4. オークション開催中の移動、搬出等の行為は原則として禁止します。
5. 車両の搬出は、開催日を含め原則として4日（営業日）以内とします。
6. 場内より搬出後の事故、損傷、盗難等に関して、事務局は一切の責任を負いません。

第54条（車両損害）

1. 会場に搬入された車両について搬出までの間に天災・地変・その他の事務局の責に帰すことのできない事由によって車両に損害が生じた場合には、事務局は、一切責任を負わないものとします。
2. 搬出期限を過ぎて、オークション会場に駐車中の車両が損害を受けた場合は、事務局はその原因の如何を問わず責任を負いません。

第55条（その他）

本規約の改訂・変更が必要と事務局が認めたときは、事務局より会員への通知をもって改訂の効力が発生するものとします。

クレーム細目

第1条 本細目は、SAA 浜松の会員が協調の精神で前向きな理解と協力により、SAA 浜松会員規約に定められたオークション取引に係わるクレーム等を解決し、オークションにおける秩序維持と公正さの確保を目的としています。

第2条 クレーム及び、トラブルの処理は、車両代金の減額、部品支給、契約の解除、ペナルティー、実費相当額の補償により処理するものとします。

第3条 内装・外装・電装品・機関・機構・修復歴等のクレーム受付期間及び、クレーム処理基準は別紙1. 2. の通りとします。

第4条 クレーム処理における罰則は、次の通りとします。
《注》逸失利益は実費相当額には、含まないものとします。

1. クレーム受付期間が開催日より4日以内のもの。

- ①出品申込書記載事項・セールスポイント記載事項・その他注意事項記入欄記載事項と落札車両との相違で契約の解除となった場合、その処理は、クレーム処理基準は別紙1・2の通りとし、出品者の負担となります。
- ②修復歴車と判明した場合は、出品者負担は、次の通りとします。

ノーペナルティーとする。但し落札料+往復の陸送費用

《注》修復歴は、出品者に申告義務があります。出品申込書に明記して出品してください。尚、記入のない場合は、修復歴のクレームは出品者の責任となります。

2. クレーム受付期間が登録譲渡書類到着後7日以内のもの。

- ①車検証でのみ確認可能な申告義務違いによる契約の解除の場合、その処理は、クレーム処理基準は別紙1・2の通りとし、出品者の負担となります。
- ②車検有効期限の申告誤りは次の通りとします。

普通車	1ヶ月	5,000円
軽自動車	1ヶ月	3,000円

- ③落札車両が解体抹消登録、輸出抹消登録車両と後日判明した場合、出品者の責任となりペナルティーは次の通りとします。

ペナルティー5万円+落札料+往復の陸送費用

3. 出品者は、貨物車等の最大積載量、及び、乗車定員の申告義務があります。誤記入、未申告の場合、その処理は、クレーム処理基準は別紙1・2の通りとし、出品者の負担とします。

4. クレーム受付期間が60日以内のもの。

冠水車・接合車・抵当権付車両の判明による契約の解除の場合、出品者負担となりペナルティーは次の通りとします。

ペナルティー5万円+往復の陸送費用+事務局が認めた実費相当額

5. クレーム受付期間が180日のもの。

- ①走行距離に関するクレームの適用概要。

メーター改ざんに出品店が直接関与していないことが前提条件。

- ②メーター改ざん車(交換含む)のクレーム受付期間を下記の通りとする。

(1)クレーム受付期間

書類から判明した場合は書類到着日より30日以内

書類から判明しない場合は売買成約日より180日以内

※書類から判明した書類とは車両取引に関して授受される書類全てを指します。

(2)ペナルティー金額と請求方法

ペナルティー5万円+落札料+往復の陸送費用
+全ての実費相当額+事務局通信費の手数料2万円

※走行メーター改ざんの判明による契約の解除の場合ペナルティーの累積請求をしないことと致します。

※出品店が直接関与していた場合は、犯罪となりますので、状況によっては法的対応等になります。

6. クレーム受付期間が無期限のもの。

盗難車・差し押さえ車両の判明による契約の解除の場合、出品者負担となり、ペナルティーは次の通りとします。

ペナルティー10万円+落札料+全ての実費相当額

第5条 クレーム受付期間内であっても、下記事項については免責であり、この場合、契約の解除等、本細目第2条の処理には応じません。

①成約金額が20万円以下(20万円を含む)の場合。

②商談落札車両

③修復歴車・評価点「1」・「2」・「ナシ」の車両

④転売後又は、他オークション会場での出品成約後の申し立て。

⑤内外装のクレームの申し立て。(但し、別紙1記載の処理基準に該当するものを除きます。)

《注》上記①・②・③の場合は、エンジン内部機構・ミッション・デフについては、クレーム対象となる場合があり、事務局の判断とします。

⑥事務局の了解していない加修費等

第6条 その他クレーム処理については、次の通りとします。

1. クレーム処理が部品支給となった場合、その送料等は、出品者負担とします。尚、クレーム部品及び、後日渡しの部品は出品者より落札者に直送するものとします。

《注》事務局より送付する場合は、実費送料及び、梱包手数料を請求します。

2. クレーム申請から7日以上、落札者に連絡、及び依頼した見積書等の対応がなかった場合は、ノークレームとします。

3. 以下に該当する行為は、クレーム申請を放棄したものとみなしノークレームとします。

①クレーム申請中に落札車を第三者に転売したとき。

②事務局の依頼に基づき新車ディーラーによる不良箇所確認を怠ったとき、又は、確認内容を故意に偽ったとき。

③事務局の依頼により不良箇所の見積書等の提出が依頼された日より7日以内に提出できなかったとき。但し、事務局が認めた場合は除く。

4. クレーム処理を公平に行う為に、以下の方法で事実の確認を行います。

①SAA 浜松事務局検査員の出張確認

②スズキディーラーに依頼しての確認

③SAA 浜松が認めた機関の確認

④SAA 浜松に車両を引き取っての確認

5. クレーム内容の確認に要した費用は、事実であったと判断された場合は、出品者負担とします。事実でなかったと判断された場合は、落札者負担とします。

第7条 出品者は、メーター改竄車両・走行不明車両と判明した場合、SAA 浜松の加入する、走行管理システム『日本オートオークション協議会』より始末書・念書等の提出を求められた場合は、事務局より提出が依頼された日より7日以内に提出することとします。尚、提出されるまでオークションに参加はできません。

第8条 落札者は、メーター改竄・走行不明車両である証明を立証する義務を負うものとします。但し、オイルステッカー、タイミングベルトの交換のシール等は参考として対応します。

業務規定細目

第1条 本細目は、SAA 浜松の中古車取引における移転登録譲渡書類、及び自動車税の処理について定めます。

第2条 出品者が提出すべき移転登録譲渡書類(ナンバー付車両の書類)・抹消登録証明書取扱いは、次の通りとします。

- 移転登録譲渡書類は、次の要領に従って完備して下さい。
 - ①移転登録譲渡書類の有効期限は、全てオークション開催日から35日以上であることとします。
 - ②車検の期限が、オークション開催日の翌月末日までのものは継続車検に必要な登録譲渡書類を完備することとします。(軽自動車は除く)
 - ③普通車は、抹消登録証明書・譲渡証を、軽自動車は、返納証を、リサイクル料金預託済みの車両はリサイクル券(預託証明書)を提出して下さい。
※リサイクル料金預託済み車両のリサイクル券(預託証明書)は、譲渡書類として取り扱いオークション開催日より起算して8日以内に提出することとします。
- 前項①・②に該当しない移転登録譲渡書類は、不備書類として受け付けいたしません。
《注》二重移転登録譲渡書類(会社閉鎖・解散登記を含む)相続移転登録譲渡書類は受け付けません。従って、自社名義に変更して出品して下さい。
- 移転登録譲渡書類・抹消登録証明書は、オークション開催日より起算して8日以内に提出することとします。
- 自動車税還付請求権譲渡書類の取扱いについて
SAA 浜松事務局では「自動車税還付請求権譲渡書類」の取扱いは致しません。
※出品店にて年度内保管をして頂き、再精算の場合は還付手続きをお願いします。

第3条 出品者による登録譲渡書類提出の遅延についての罰則は、次の通りとします。(但し、落札者がSAA 浜松会員規約第30条・第1項に違反した場合は、これを適用しません。)

- 移転登録譲渡書類・抹消登録証明書の引渡しを遅延した場合は、出品者は、落札者に下記ペナルティーを支払わなければなりません。(起算日は開催日よりとなります。)

遅延日数	ペナルティー
9日～13日	10,000円
14日～18日	20,000円
19日～23日	30,000円
24日～30日	50,000円

- オークション開催日から31日を経過しても登録譲渡書類が事務局に到着しない場合は、車両の売買契約は解除されるものとし、出品者は、違約金5万円と遅延ペナルティー及び実費経費を落札者に支払わなければなりません。

第4条 車両の移転登録及び抹消登録の完了については、次の通りとします。

- 落札者は、移転登録譲渡書類を受領後、当該オークション開催日の翌月末日までに移転及び抹消登録等手続きを完了しなければなりません。
- 落札者は、移転及び抹消登録変更月の翌月5日までに、自動車検査証(原則として軽自動車は、自動車税申告書控えも必要です。)の写し及び、名義変更完了通知書を事務局に提出することによって移転・抹消登録の結果報告を事務局にしなければなりません。
- オークション開催日翌々月5日までに落札者から移転・抹消登録の結果報告がない場合は、事務局にて現在登録証明の取得にて確認します。尚、取得手数料として3,000円を落札者に請求致します。

第5条 移転・抹消登録の遅延についての罰則は、次の通りとします。

1. 落札者が移転登録を期限内に行わなかった場合、落札者は、遅延日数により出品者に下記ペナルティーを支払わなければなりません。

開催翌月末迄に未了の場合	10,000円／1台
開催翌月末より10日経過毎に	10,000円／1台加算します(軽自動車は除く)

《注》移転登録譲渡書類の引渡しが遅延した場合は、上記の開催翌月末の期日の書類が事務局に到着した時点から1ヶ月経過したときとします。

2. 移転・抹消登録の遅延ペナルティーは、登録譲渡書類差し替え依頼があった時点までとします。それ以降の移転・抹消登録の遅延ペナルティーは譲渡書類差し替えペナルティーのみとなります。但し、事務局から差し替え後の登録譲渡書類が落札者に引き渡された後も、尚、移転・抹消登録を遅延した場合、事務局から差し替え後の登録譲渡書類の引き渡し日を起算して10日経過毎に10,000円／1台の遅延ペナルティーを出品者に支払わなければならない。

第6条 登録譲渡書類差し替え及び再発行についての罰則等は、次の通りとします。

1. 落札者が自己の責任により登録譲渡書類の差し替えを必要とする場合は、事務局を仲介し、出品者に下記のペナルティーを支払うこととします。

印鑑証明書 及び 委任状の失効	30,000円
印鑑証明書の失効	30,000円
委任状の失効	30,000円
譲渡証 及び 委任状の書き損じ	10,000円
譲渡証の書き損じ	10,000円
委任状の書き損じ	10,000円
車検証の再発行	30,000円
軽自動車検査記入申請書書き損じ	10,000円
自賠責保険証の再交付	不可

《注》差し替えの原因が明らかに出品者の責任とみられる場合は、この限りでは有りません。(捺印のみで正しく記入がされていない登録書類等)

2. 出品者は、差し替えの依頼を受けた後、差し替えに日数を要したために当該車両に発生した問題は免責されるものとし、出品者の責任によるものはこの限りでは有りません)

3. 差し替えは事務局を仲介し、名義人に直接差し替えの依頼をすることは禁止します。

第7条 抵当権設定車両及び、差し押さえを受ける等の法的問題車両であると後日判明した場合、この責任は出品者にあるものとし、出品者は、全責任をもって抵当権・差し押さえ等の抹消・排除等の処理を行うものとします。

第8条 落札者又は落札者の転売先が移転登録完了前に落札車両を使用し、交通違反等により出品者に迷惑をかけた場合は、当該落札者はペナルティー3万円を出品者に支払うものとします。

第9条 落札車両の自動車税については、次の通りに取り扱うものとします。

1. 自動車税の負担は、SAA 浜松会員規約第7章・第48条で定めるところとします。
2. 自動車税は全て静岡県で定められた税額を基本とします。
3. 自動車税は当該車両が落札の時点で、車両代金と併せて請求します。
4. 自動車税の返済処理は、落札者から落札車両の名義変更の結果通知を受けた時点で次の通りに行います。
 - ①移転登録の場合
未経過の預かり自動車税相当額は、出品店へ全額支払い。
 - ②抹消登録の場合
AA 当月抹消は落札店に全額返金。
AA 翌月抹消は出品店へ1ヶ月分を支払い、落札店へ残金を返金。
 - ③軽自動車は、年税のため保証金は、次の通りと致します。
 - ・移転登録の完了通知が期限内にあった場合は、落札者に返金します。
 - ・移転登録の完了通知が期限内になかった場合は、出品者に支払います。
5. 年度末開催(3月)の自動車税については、普通車は、12ヶ月分の自動車税、軽自動車は、年税額及び、保証金を落札者に請求します。
6. 軽自動車の自動車税の税止めは落札者が責任をもって行うものとします。
7. 名義変更後に抹消された場合
上記4-①の移転登録後、同年度内に抹消登録し、その通知を事務局の定めた期限内に提出を頂いた場合は、還付金相当額を出品店へ再請求し、落札店へ返金いたします。自動車税還付請求の手続きは出品店にて対応していただきます。
※抹消登録された場合、必ず抹消日の翌月5日までに名義変更結果をご報告下さい。期日以降に提出された場合は、預かり金を返金できない場合があります。(名義変更後に抹消された場合も同様とさせていただきます。)

第10条 落札車両のリサイクル料金預託済み車輛については、次の通りに取り扱うものとします。

- ①出品者より申告されたりサイクル料金を当該車輛が落札の時点で、車輛代金と併せて請求します。
- ②出品者より申告されたりサイクル料金を当該車輛が成約の時点で、車輛代金と併せて支払います。

消費税の扱いについて

	課 税	非課税
外 税	車両代	軽自動車保証金
	出品・成約・落札・商談落札手数料	自動車税
	クレーム(値引き)	キャンセルペナルティー
	出品申込書	書類遅延ペナルティー
	陸送代	名変遅延ペナルティー
	ID カード複数発行手数料	書類差替ペナルティー
	会員ボスカード・ID カード再発行手数料	落札者法令違反ペナルティー
	出品申込書代筆手数料	
	ナンバープレートの取り外し手数料	
	現在登録証明取得手数料	
内 税	ガス欠ペナルティー	
	解体手数料	

福祉車両の消費税扱いについて

福祉車両は非課税扱いとします。
後日、福祉車両と判明した場合、書類到着後7日以内に落札店より申告があり、事務局が認めた場合のみ出品店の事情にかかわらず消費税を返還するものとします。

出品者ご留意事項

1. 出品申込書に虚偽の申告、誤記入、記入漏れ、著しく紛らわしく誤認等のあった場合は、全て出品者の責任となります。
2. 保証書・記録簿及び付属品等(TVのリモコン・ナビロム等・その他取り外し可能な付属部品)の取り扱いについては、盗難防止のため出品車には積み込まず、成約した場合に限り、事務局宛に持参して下さい。尚、この場合は、出品申込書には(例・リモコン後日)と明記して下さい。出品車に積み込まれた場合のトラブルは、全て出品者の責任となります。
3. 出品車両の不良箇所(エンジン・ミッション・デフ等)は、出品申込書注意事項記入欄に明記して出品して下さい。未記入の場合のクレームは、出品者責任となります。
4. 修復歴車・評価点「1」・「2」・「ナシ」・商談落札車は、ノークレームとなっておりますが、エンジン内部機構・ミッション・デフについての不良箇所は、クレーム対象となる場合があります。その場合は、出品者責任となります。出品申込書注意事項欄に明記して下さい。
5. 改造車については全てノークレームとします。但し、事務局が判断したものに限りクレーム扱いとします。
6. 走行メーターの表示距離に疑義のある車両、メーター改竄車両等の取り扱い、ご留意事項は(出品者ご留意事項6)として別途記載します。
7. 出品申込書走行距離記入欄に走行距離が未記入の場合は、現メーターを実走行として判断します。走行距離に関するクレームは出品者責任として処理します。
8. 純正部品・非純正部品を問わず、セールスポイントに記入してある事項に不良があった場合は、出品者責任となります。
9. 国産車に限り、マイナーチェンジ、もしくはモデルチェンジのあった車両で、チェンジの時から6ヶ月以上経過し、かつ年をまたいでいる車両は出品者の申告義務事項とします。申告がなかった場合は登録遅れ車両とみなし、クレーム対象となります。
10. 輸入車の年式は、全て国内初年度登録とします。但し、ディーラー車・並行車を明記することとします。明記なき場合は並行車とみなします。又、初年度登録とモデル年式が一致しない場合は、クレーム対象となりますのでモデル年式を明記して下さい。モデル年式がわからない場合は、出品申込書注意事項記入欄にモデル年式不明と明記して下さい。
11. 保証書とはメーカー発行新車時の物でディーラー印等がある物。中古車保証書は保証書とみなしません。保障期間外の物も同様です。
12. 同一グレードで特殊足回り(エアサス・アクティブサス・スーパーハイキャス等)が装備されている車輛については出品者の申告義務とし、事務局の判断によりクレーム対象となる場合があります。

出品者ご留意事項 6

走行メーターの表示距離に疑義のある車輛・メーター改竄車輛等の出品申込書記入方法

1. 走行改竄車
過去の点検記録簿、走行メーター管理システムなどによって走行メーターが巻き戻されている事が確認できる車輛を「メーター改竄車」とします。出品申込書には注意事項欄に「メーター改竄歴あり」と明記し、過去の日付・改竄前の走行・推定走行距離等をできるだけ記入する。また走行距離記入欄に現車走行距離を記入し、後枠に「*」を明記して下さい。また、中古メーター交換の場合でも認証・指定工場で交換された書面があり交換について整備点検記録簿など証明できる書面が確認できたとしても中古メーターの信憑性が無い為、「改竄車」とみなします。
2. メーター交換車
整備記録簿などでディーラーによる新品メーター交換を客観的に証明できる車輛を「メーター交換車」とします。出品申込書には注意事項欄に「メーター交換車」と明記し、メーター交換をおこなった日付、交換前の走行距離と現車走行距離等も明記して下さい。走行距離記入欄に合算走行距離を記入し、後枠に「\$」を明記して下さい。
3. 走行不明車輛
上記以外でメーター改竄車ではないが、記録などがなく推定出来る根拠がない車輛を「走行不明車」とします。(後日、メーター改竄が判明した場合はクレームとして受理します。)但し、出品店の未関与が証明できる場合は、ノーペナキャンセル+往復の陸送費+事務局が認めた実費相当額での処理とします。尚、出品店の関与が判明した場合はクレーム細目第4条5項での処理とします。出品申込書には注意事項欄に「走行不明車」とその理由を記入し、後枠に「#」を明記して下さい。
注：平成17年3月31日以前の該当車輛はすべてノークレームとして処理します。

4. 冠水車輛

出品申込書には注意事項欄に「冠水車」と記入し、走行距離記入欄に走行距離を記入し後枠に「K」を明記して下さい。

車歴	自家用	()
車検	年	月
走行		Km マイル
色 元色	(色替)	
カラーNo.		

←「#」・「*」・「\$」・「K」

5. タコグラフメーター装着車両に関する走行表示方法

(車両重量8トン未満、最大積載量5トン未満のトラック等でタコグラフ装着が義務付けられていない車両が対象)

新車時より積算計とタコグラフが一体式で取り付けされていた場合、タコグラフの製造年月が対象車両の初年度登録年月以前の場合は新車時に取り付けたものとみなし「実走行」扱いとします。

製造年月が対象車両の初年度登録年月翌月以降の場合には途中で取り付けたものとみなし「メーター改ざん」扱いとします。

但し、交換記録がある場合は「メーター交換」扱いとします。

落札者ご留意事項

1. 落札については、下見による現車確認が基本となります。下見による現車確認できる個所については、ノークレームとなります。十分下見をしてからセリに参加して下さい。ネット会員の方は、下見サービスによる現車確認をお願いします。
2. 20万円以下の落札車輛(20万円を含む)についての不具合個所のクレームはノークレームとします。但し、エンジン内部機構・ミッション・デフについてはクレーム対象となる場合があります。
3. 走行距離が、10万km以上のものはノークレームとします。但し、エンジン内部機構・ミッション・デフについては、落札金額、年式に関わらずクレーム対象となる場合があります。
4. 部品代が2万円以下の場合はノークレームです。
5. 会場落札、ネット落札に限らず、内外装についてはノークレームとします。
6. ナビ、TV等については、非純正部品についてはノークレームとします。但し、純正部品についてはクレーム期間内の受け付けとします。(オーディオについては当日搬出前)
7. 内装標準部品の欠品は、当日搬出前までの受け付けとします。(2万円以下ノークレーム)
8. 外装標準部品の欠品は、クレーム期間内の受け付けとします。但し、目視で確認できる物、落札価格20万円以下の車輛は、ノークレームとします。
9. 出品申込書のセールスポイント記載欄に記入のあるオプション装備品の欠品はクレーム期間内の受け付けとします。(記入無き場合は、欠品しているものとみなしノークレームとします。)
10. クラッチの滑りについては、MT車は搬出前までの受け付けとします。(強化クラッチはノークレームとします。)
11. コンピューター関係のクレームは、クレーム期間内の受け付けとし、ディーラーの確認を必要とします。
12. メーカー保証対応にかかる保証継承費用は落札者負担とします。
13. クレーム期間内における不具合個所の発覚による部品交換工賃等は落札者負担とします。
14. クレームについての細部にわたる具体的事項については、クレーム細目に定める通りとします。
15. 落札車輛の車検証等の名義人及び出品者への直接の問い合わせは禁止です。

自動車リサイクル法の対応について

標記の件につきまして、出品車輛の条件・出品申込書記入方法セリ価格及び、リサイクル料金預託金精算方法・リサイクル券取扱いにつきまして下記の通りご案内致します。

記

1. 出品車輛の条件

*抹消登録にての出品車輛は、一時抹消登録のみ出品可能とします。

【商品車として取引される車輛】

※永久抹消登録(使用済みの車輛)・輸出抹消登録(仮登録を含む)での出品は不可。

※抹消登録の車輛は、一時抹消登録のみ出品可能とし、解体抹消登録・輸出抹消登録等の落札車輛であると後日判明した場合による契約の解除は、出品者責任としてクレーム細目、第4条2項③にて処理します。

2. 出品申込書記入方法

*リサイクル料金の『未預託・預託済み(預託金相当額)』については、出品者の申告義務といたします。

*リサイクル料金預託済みの場合(預託金相当額)の申告記入方法

※出品申込書の(赤枠)にご記入下さい。

※出品申込書記入の際は(リサイクル券)を参照の上、金額をご記入下さい。

※出品申込書に、記入無き場合は未預託車輛といたします。…①

※出品申込書に、未預託もしくは上記①の落札車輛で後日リサイクル券が事務局に申告・届いた場合はリサイクル料金預託精算は出来ませんのでご注意下さい。

3. セリ価格及び、リサイクル料金預託精算方法

*セリ価格は、『車輛価格のみ』を表示致します。

*リサイクル料金預託精算は、出品申込書に申告された金額を車輛代金と別にオークション計算書の、その他請求／支払項目にて出品者・落札者に精算致します。

※リサイクル料金預託金の過剰申告が発覚した場合は、リサイクル券(預託証明書)受領日の次週開催のオークション計算書で再精算致します。

4. リサイクル券(預託証明)取扱い

*リサイクル料金預託済み申告の車輛はリサイクル券(預託証明書)が添付されていること。

※リサイクル料金預託済み車輛のリサイクル券(預託証明書)は、譲渡書類として取り扱いオークション開催日より起算して8日以内に提出することとします。(車検証等書類と同様)

※リサイクル券(預託証明書)の代わりに「自動車リサイクル料金の預託状況」の添付でも可能にする。

クレーム処理基準 別紙.1

	クレーム内容	評価点車	修復歴車	輸入車	商談落札車	処理基準
内外装	内外装の標準部品の欠品・外品・規格外品	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	当日搬出前	・部品支給又は、部品相当額の値引き対応（部品代2万円以下免責）
	ガラスのひび・割れ・規格外	当日搬出前		当日搬出前		・内外装の瑕疵はすべてノークレーム（ルーフ等に著しい損傷のある場合はSAA浜松の確認が必要）
	色替車	4日		4日		・キーレスはノークレーム（インテリジェントキー等の電子キー含む）
	ステッカー・テープ・カバー等で目視困難な場所	当日搬出前		当日搬出前		・映像等で目視可能なものはノークレーム
	コーションプレートの欠品	搬出前				・スタッドレスタイヤの未記入はノークレーム
	溶接部品交換（4点以上対象）	4日		4日		未申告の場合はクレーム対象 キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
						未申告の場合はクレーム対象 キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
機関	エンジン主要箇所の不良	4日	4日	4日	4日	・新車登録より10年未満、走行距離10万キロ未満（自走で搬出した場合はノークレーム）
	ターボ・スーパーチャージャー等の過給機系の不良・改造	4日	4日	4日		・エンジン不調・白煙・異音の記載内容がある場合、過給機系も含むと判断
	噴射ポンプの不良・燃料漏れ（軽微な漏れは除きます）	4日	4日	4日		・部品支給又は、部品相当額の値引き対応（部品代2万円以下免責）
	ラジエーター・ウォーターポンプ・ヒーターコア等の不良	4日		4日		・キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
	タイミングベルトの切れ	搬出前		搬出前		SAA浜松の確認が必要
機関	マフラー破れ・排気漏れ	搬出前				SAA浜松の確認が必要（マフラー破れ以外の排気漏れはノークレーム） 新車登録より3年未満、走行距離5万キロ未満 車両代20万円以下はノークレーム
	クラッチ不良(MT)	搬出前	搬出前	搬出前	搬出前	SAA浜松の確認が必要
	ミッション・デフの不良	4日	4日	4日	4日	新車登録より10年未満、走行距離10万キロ未満 車両代20万円以下はノークレーム 極端に不具合が大きい場合別途裁定（SAA浜松判断）
	ドライブシャフト・プロペラシャフトの不良	4日	4日	4日	4日	新車登録より5年未満、走行距離10万キロ未満（軽微なオイル漏れは除く） 車両代20万円以下はノークレーム
	足廻りの構成部品の不良・改造（ロアアーム・スタビライザー等）	4日				原則としてノークレーム 極端に不具合が大きい場合別途裁定（SAA浜松判断）
	ショック・サスの不良（特殊サス）に限る	4日		4日		新車登録より5年未満、走行距離10万キロ未満（軽微なオイル漏れは除く） 車両代20万円以下はノークレーム
	PTO不良（ワイヤー・ブースター含む）	4日		4日		新車登録より10年未満、走行距離10万キロ未満 車両代20万円以下はノークレーム
	パワステ・ギアボックス等の不良	4日		4日		新車登録より10年未満、走行距離10万キロ未満（軽微なオイル漏れは除く） 車両代20万円以下はノークレーム
	ABS・ブレーキ類の不良（ディスクローター・パットは除く）	4日		4日		新車登録より6年未満、走行距離10万キロ未満（軽微なオイル漏れは除く） 車両代20万円以下はノークレーム
	キー違い（シリンダー含む）					
	エアバッグ不良・欠品	4日	4日	4日	4日	未申告の場合はクレーム対象 キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
電装品	モーター類（セルモーター・サンルーフ等）の不良	搬出前				新車登録より5年未満、走行距離10万キロ未満 車両代20万円以下はノークレーム
	マルチ・TV・ナビの不良（純正品のみ）	4日		4日		セールスポイント記入有の場合はクレーム対象 後日送りにて確認を要するものは、到着後3日以内の申請があった物とする
	純正オーディオの不良（パワーアンテナ含む）	当日搬出前				新車登録より3年未満、走行距離10万キロ未満 非純正品はノークレーム セールスポイント記入有の場合はクレーム対象
	エアコンの不良	4日		4日		新車登録より5年未満、走行距離10万キロ未満（ガス漏れはノークレーム）
	ハイブリッドシステムの不良	4日	4日	4日	4日	新車登録より10年未満、走行距離10万キロ未満 部品支給又は、部品相当額の値引き対応（部品2万円以下免責） キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
	積算計の不良（実走行車に限る）	4日	4日	4日	4日	SAA浜松の判断にて裁定

クレーム処理基準 別紙.2

	クレーム内容	評価点車	修復歴車	輸入車	商談落札車	処理基準
内外装	車名・型式・排気量・燃料	書類到着後7日				キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費 設定の無いものについては全てノークレーム
	グレードの相違	書類到着後7日				キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費 設定の無いもの、高グレードで何ら支障のないものはノークレーム
	年式違い(輸入車モデル年式含む)	書類到着後7日				キャンセルの場合はペナルティ3万円+落札料+往復の陸送費 但し車両代20万円以下の場合ペナルティ1万円+落札料+往復の陸送費
	登録月の表示誤り	書類到着後7日				一ヵ月につき3千円値引き 上限3万円までとする
	車歴の表示誤り(ワンオーナーを含む)	書類到着後7日				キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
	乗車定員・積載量の表示誤り	書類到着後7日				キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費 但し設定の無いものは全てノークレーム
	メーカー発行保証書有り→無し	書類到着後7日				キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費 保証期限が過ぎている場合の対応は値引き5千円とする
	NOX適合・不適合の表示誤り	書類到着後7日				キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
	車検期間の表示誤り	書類到着後7日				クレーム細目第4条2項②にて処理 但し車両代20万円以下は1ヶ月につき1千円値引き対応(普・軽) 上限5万円までとする
	輸入車のディーラー車・並行車の表示誤り	4日	4日	4日	4日	キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
	セールスポイント記入欄の部品欠品	4日	4日	4日		キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
	セールスポイントと表示したもので正常に作動しないもの	4日	4日	4日		キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費 後日送りにて確認を要するものは、到着後3日以内の申請があった物とする
	[純正のみ]記入欄の有無	4日	4日	4日		キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
	シフトの相違	4日	4日	4日		キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費 但し設定の無いものは全てノークレーム
	駆動方式の表示誤り (4WD⇔2WD等)	4日	4日	4日	4日	キャンセルの場合ノーペナルティ+落札料+往復の陸送費 但し型式確認できるものはノークレーム
	エアコンの相違	4日	4日	4日		キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
ドア枚数表示誤り	搬出前	搬出前	搬出前		キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費 但し設定の無いものは全てノークレーム	
車体色違い(カラーNO.優先)	搬出前	搬出前	搬出前		カラーNO.及び、表示色が著しく相違がある場合のみキャンセル対象 ノーペナルティ+落札料+往復の陸送費	
事故	修復歴の発覚	4日		4日		SAA浜松の確認が必要(商談落札・評価点2点以下・ナシはノークレーム)
	粗悪車	4日	4日	4日	4日	SAA浜松の確認が必要 走行、骨格部位等に重大な問題があった場合のみキャンセル対象 ノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
問題車両	冠水車両・接合車両・抵当権付き車両	60日	60日	60日	60日	クレーム細目第4条4項にて処理
	走行メーター改ざん車両	180日	180日	180日	180日	クレーム細目第4条5項にて処理 書類より判明した場合は書類到着日より30日以内 但し、走行不明車、メーター交換で後日メーター改ざんが判明したものはペナルティ、実費相当額はかからない
	盗難車両・差し押さえ車両・車台番号改ざん車両	無制限	無制限	無制限	無制限	クレーム細目第4条6項にて処理
その他	車検証の走行距離記載違い	書類到着後30日	書類到着後30日	書類到着後30日	書類到着後30日	キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費 但し、訂正できるものはノークレーム
	走行距離の表示誤り	搬出前	搬出前	搬出前	搬出前	キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費 但し1.000Km以上の表示誤りを対象
	タコグラフ付車両(積算距離計一体型対象)のメーター改ざん	180日	180日	180日	180日	クレーム細目第4条5項にて処理 書類より判明した場合は書類到着日より30日以内 但し、走行不明車、メーター交換で後日メーター改ざんが判明したものはペナルティ、実費相当額はかからない
	エンジン規格外品乗せ換え	4日	4日	4日	4日	未申告の場合はクレーム対象 キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
	ミッション乗せ換え・規格外等	書類到着後7日	書類到着後7日	書類到着後7日	書類到着後7日	未申告の場合はクレーム対象 キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
	車台番号の不鮮明なもの・職権打刻車両	書類到着後7日	書類到着後7日	書類到着後7日	書類到着後7日	SAA浜松の確認が必要 未申告の場合はクレーム対象 キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費
製造年より初年度登録等の登録遅れ未申告	書類到着後7日	書類到着後7日	書類到着後7日	書類到着後7日	未申告の場合はクレーム対象 キャンセルの場合はノーペナルティ+落札料+往復の陸送費	

※外車のモデル年式未記入の場合は不明と判断する。

※事故現状車は全ての項目に対してノークレーム(書類上のものに対しては適応外)

重要

SAA浜松会員各位

2024年12月吉日

スズキオートオークション浜松

静岡県浜松市中央区堤町 943-1

TEL 053-445-1001

FAX 053-445-1005

オークション規約一部変更のお知らせ

平素より格別のご配慮を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、SAA 浜松では 2025 年 1 月 1 日より、会員規約の一部を下記の通り改定させていただきますのでご案内申し上げます。

つきましては下記の改定内容をご確認いただき、ご参加賜りますようお願い申し上げます。

記

変更前

第6章 クレーム

第 42 条 (車両クレーム受付期間)

- 当該車両の欠陥又は違法部分等を落札以前に知り、これを承知にて落札されたものは、クレーム対象外とします。
- その他の事項のクレーム受付はオークション開催日を含めて原則として翌週月曜日（4日）の 17 時までとします。但し事務局が認めた特殊事情がある場合はこの限りではありません。
- 落札店が遠方の会員（SAA が定める地域）については、クレーム期間内に SAA 浜松に対しその旨、事前申告を要する。

変更後

第6章 クレーム

第 42 条 (車両クレーム受付期間)

- 当該車両の欠陥又は違法部分等を落札以前に知り、これを承知にて落札されたものは、クレーム対象外とします。
- その他の事項のクレーム受付はオークション開催日を含めて原則として翌週月曜日（**4 営業日**）の 17 時までとします。但し事務局が認めた特殊事情がある場合はこの限りではありません。
- 落札店が遠方の会員（**静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、山梨県、神奈川県を除く地域**）については、クレーム期間内に SAA 浜松に対しその旨、**事前申告することでクレーム受付期間の延長を申立てることができます。その場合のクレーム受付期間は車両到着日の当日 17 時までとします。ただし、オークション開催日を含む最長 9 営業日以内の 17 時までとします。**

搬出期限を超えて搬出された車両はクレーム延長の申請はおこなえません。

以上

2024年3月吉日

スズキオートオークション浜松
 浜松市中央区堤町943-1
 TEL 053-445-1001
 FAX 053-445-1005

オークション規約一部改訂のお知らせ

時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。平素はSAA浜松をご愛顧頂き誠にありがとうございます。

この度、令和6年4月4日(木)オークション開催より手数料一部改訂をさせていただくこととなりましたのでご案内申し上げます。

SAA浜松では、昨今の物価高騰に加え、会場運営コストの上昇が続いており、弊社といたしましても利便性の向上と安全かつ安心してご利用していただける環境を提供していく為、手数料の改定をさせていただきますことといたします。

記

変更内容

- ・成約手数料・落札手数料・商談落札手数料の変更

第3章 出品

第22条(手数料)

1. 会員は、オークションにおける出品等の際に次の諸手数料(消費税別途)をオークション開催日より起算して7日以内に事務局に支払わなければなりません。(尚、諸手数料の金額は改訂する場合があります。)

SAA手数料

	前日出品	当日出品	修復歴車
出品手数料	6.000円	7.000円	+2.000円
成約手数料	7.000円	9.000円	+2.000円
落札手数料	7.000円	7.000円	7.000円
商談落札手数料	11.000円	11.000円	11.000円
後日商談落札手数料	15.000円	15.000円	15.000円

旧
内
容



SAA手数料

	前日出品	当日出品	修復歴車
出品手数料	6.000円	7.000円	+2.000円
成約手数料	8.000円	10.000円	+2.000円
落札手数料	8.000円	8.000円	8.000円
商談落札手数料	12.000円	12.000円	12.000円
後日商談落札手数料	15.000円	15.000円	15.000円

新
内
容

※ FAX、電話での商談申し込みは商談落札手数料15.000円とする。

会員様には、改訂内容ご熟読の上、オークションにご参加頂きますようお願い申し上げます。

以上

重要

SAA浜松会員各位

オークション規約一部変更、訂正及び追加のお知らせ

変更前

第2章 会員

第5条 (会員の資格)

SAA 浜松に入会できる資格者は、次の条件を具備し、且つ主催者が入会を認めた者とします。

- ①所轄公安委員会発行の「古物商許可書」(自動車商)を有する者であること。
- ②常設の展示場又は整備工場を有し、現に営業をおこなっていること。
- ③スズキ軽四輪代理店の推薦があること。
- ④現在スズキオートオークションの会員である者がこの新しい規約を承認し入会を希望する場合は、新たに入会手続きをして、主催者が入会を認めた者であること。
- ⑤本規約を遵守できること。

変更後

第2章 会員

第5条 (会員の資格)

SAA 浜松に入会できる資格者は、次の条件を具備し、且つ主催者が入会を認めた者とします。

- ①所轄公安委員会発行の「古物商許可書」(自動車商)を有する者であること。
- ②原則として常設の展示場又は整備工場を有し、現に営業をおこなっていること。
- ③適格請求書発行事業者登録番号(インボイス番号)を取得していること。
- ④本規約を遵守できること。

追加

クレーム細目

第4条

7. 海外より並行輸入された中古自動車で CARFAX・AUTOCHECK からメーター改竄が判明する場合には落札日を含む30日以内とする。

ノーペナルティーとする。但し落札料+往復の陸送費用

令和5年10月吉日

2023年10月からの変更のご案内

〈変更①自動車税相当額の外税表示〉

2023年10月開催分のオークションより、自動車税預かり金の取り扱いが変更

《変更箇所》

○普通車(軽自動車以外)

- 4月～2月開催分 → 自動車税相当額+消費税(外税)
- 3月開催分 → 自動車税年額(不課税)

○軽自動車

- 4月～2月開催分 → なし
- 3月開催分 → 自動車税年額(不課税)

〈変更② オークション計算書の適格請求書対応〉

当オークションの参加には適格請求書発行事業者登録番号が必要となります。
申告がない場合、受付及び取引(出品・落札)ができません。

2023年10月開催分のオークションより、インボイス制度に対応した計算書に変更になります。